

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成28年1月29日付けで提起のあった、大津市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づき平成27年12月7日付けで行った生活保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件処分を取り消す。

理由

第1 審査請求の趣旨および理由

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

(1) 裁量権の逸脱、濫用

福岡地裁平成26年3月11日判決では、生活保護費の過誤払分の返還を決定した処分について、「法63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下、併せて「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであると解される。そして、その裁量権の行使が逸脱濫用に当たるか否かの司法判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきである（最高裁平成18年2月7日第3小法廷・民集60巻2号401頁参照）。」と判決している。

本件において、保護の実施機関である処分庁は、本件処分に際して、審査請求人の生活実態、本件過誤払金の使途等についての調査を行わず、自立更生費の有無や金額返還が審査請求人の自立を阻害するか考慮していない点で判断要素の選択に合理性を欠き、その判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。

(2) 信義則違反

審査請求人が適切に自己の収入を申告し、それを受けて保護開始決定が通知され、その後毎月の保護費が振り込まれていたことからすると、大津市福祉事務所は、審査請求人の

収入に応じて適切に決定された保護費を支払っているとの公的な表示をしていたといえる。

また、本件過誤払については、審査請求人に帰責性は存しないところ、本件処分によって、審査請求人は、返還のために最低限度を下回る生活を余儀なくされ、その受ける不利益は重大である。

そして、これらの事情に加えて、法に基づく処分は生存権保障に直結するものであり、信義則の適用をすべき要請が強いことを併せ考慮すると、本件処分は信義則に違反する。

(3) 現存利益がない

法第63条に基づく費用返還請求権は、それが保護費の過誤払を原因とする場合には、不当利得返還義務の性質を有するから、利得者が善意である場合には「利得の存する限度」においてのみ費用返還を求めることができると解するのが相当である。

審査請求人は、支給された保護費の全額を生活費として費消しており、審査請求人には現存利益がないから、これの返還を求める本件処分は違法である。

第2 認定事実および判断

1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成25年7月22日 処分庁は、審査請求人世帯の保護を開始した。
- (2) 平成25年10月頃 審査請求人の父は[]内の特別養護老人ホームにおいて、短期入所事業の利用を開始した。
- (3) 平成27年11月4日 処分庁の担当職員は、前記短期入所事業の利用により審査請求人世帯の基準生活費の変更を要したところ、これがなされていなかったことに気付き、これにより生じた過払金（以下「本件過払金」という。）は法第63条に基づき返還を求めるとした。
- (4) 平成27年12月7日 処分庁は、法第63条に基づき、本件過払金の全額の返還を求めるとした本件処分を行った。

2 判断

法第63条は「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

そして、生活保護法の解釈と運用（厚生省社会局保護課長 小山進次郎著。以下「解釈と運用」という。）によれば、法第63条中「急迫の場合等」の「等」とは、「調査不十分のため資力あるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を過って、不当に高額な決定をした場合等である。」としている。

したがって、本件処分は処分庁が保護の程度の決定を誤り、不当に高額な決定をしたものであることから、本件過払金について法第63条を適用して返還を求めるとしたことは、違法な点はない。

しかしながら、法第 63 条がその返還すべき額を「保護の実施機関の定める額」としていることについて、解釈と運用は、「全額を返還させることが不可能、或いは不相当である場合もあろうから、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたものである。」としている。

そして、この具体的な取扱いについては、生活保護問答集について（平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問 13-5 は「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」としつつも、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲内の額を本来の要返還額から控除して返還額を決定することも差し支えないとしており、このような控除ができる額の一つとして、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」を挙げている。

このような法第 63 条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、自立更生費の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点（以下「自立阻害等事由」という。）について考慮すべきであると解される（福岡地方裁判所 平成 26 年 3 月 11 日判決）。

これを本件についてみると、処分庁が審査請求人に聴き取り調査をするなどして自立阻害等事由を考慮したとの事実は確認できないから、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は不当である。

ところで、処分庁は、本件過払金の使途の調査や自立更生費の認定について、審査請求人からの申し出はなく、また、これらの調査は必須ではないと主張している。

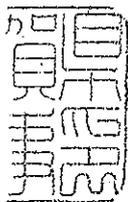
この点について、法第 63 条を適用する場合も様々であることから、その内容によって自立阻害等事由の考慮の幅も異なるものと考えられる。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発 0723 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によれば、遡及して年金を受給した場合にあっては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して原則として全額の返還を求めることとしており、また、当該年金をそのまま返還金に充てることができるのであるから、このような場合は自立阻害等事由の考慮の幅は極めて小さいと考えられる。

この点、本件過払金は、処分庁が保護の程度の決定を誤ったことにより生じたものであり、審査請求人がこのことを知っていたとの事実も確認はできず、また、審査請求人が本件過払金の全額を直ちに返還できる資力を有していたとする事実も確認できない。

よって、本件過支給額が高額に至っていることなどを踏まえれば、本件における調査状況の下では自立阻害等事由について考慮する必要がなかったということとはできず、処分庁の当該主張は、これを認めることはできない。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。



平成 29年 2月 23日

審査庁 滋賀県知事 三日月 大造

